

## あらためて「リニア中央新幹線」を問う

九州の熊本・大分などの強い地震の影響が懸念される。「今までの経験則から外れている」地震は、中央構造線に沿って起きている。中央構造線は四国を横断し、紀伊半島から伊勢湾、そして浜松あたりから甲府、そして鹿島灘へと続く。

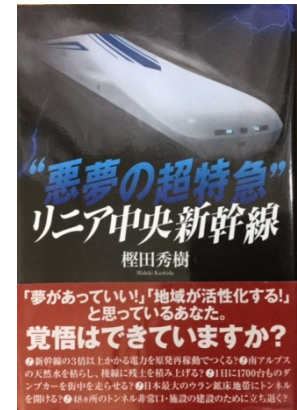
中央構造線という「赤い線」は九州から関東まで延びる巨大な断層帯。赤い線をたどると、伊方原発や浜岡原発、サミット会場の伊勢志摩あたりを通っている。

青線で囲まれたところは、フォッサマグナ地帯という。このあたりは「リニア中央新幹線」ルートにもあたる。このリニアについては、何回かレポートしてきた。今回の地震を考えると、中央構造線とリニアとの関係、とりわけ南アルプスを掘り進むことの危険性を考えさせられる。写真下の樫田秀樹『“悪夢の超特急”リニア中央新幹線』旬報社、2014年を読むと、このJR東海による「巨大プロジェクト」による環境破壊、地域住民無視の「環境アセスメント」の杜撰さがよく分かる。

1999年の「日本環境会議名古屋大会宣言」が思い起こされる。この文案を起草し、何度も修正した宣言を久しぶりに読み返した。

リニア中央新幹線と環境問題を考えるとき、この名古屋宣言は多くの示唆をあたえる。

(2016年4月28日)



## 第18回日本環境会議名古屋大会宣言

日本環境会議は1981年11月に第3回大会を名古屋で開催し、日本自然環境保全宣言と公害被害者の完全救済を求める決議、公害差止裁判に関する決議を採択した。それから17年余りの歳月が流れ、地球環境問題がクローズアップされるなど、環境政策も地球規模での対応が求められている。その一方で、足もとの環境問題は解決されたのか、次の世代に環境の基盤をなす自然を継承できるかなど、世紀の転換にあたり、あらためて環境政策の真価が問われている。



こうした中で、1999年3月27~28日に第18回日本環境会議名古屋大会が全国から延べ800名の参加により盛大に開催された。大会テーマは「自然・人権・開発-意思決定を市民の手に」であり、新しい世紀に向けて環境政策のあり方を問うものである。全体会での環境政策や公共事業にかかわる総括的な問題提起をうけて「公共事業の転換を求めて」「公害問題の新たな展開」「環境アセスメントを市民の手に」「環境正義と人権・自然」の各分科会で討論を行った。日本の環境問題、さらには経済や財政にとって今日とりわけ重要な問題のひとつに公共事業がある。公共事業はバブル崩壊後も景気対策のもとで膨張をつづけ、巨大開発がなおも推進され、環境破壊とともに財政破綻をもたらしている。それにもかかわらず最大の公共事業である道路建設は、特定財源と長期計画により加速され、行政改革の名のもとに「国土交通省」という巨大官庁が2001年1月1日には誕生しようとしている。

愛知県をはじめとした東海地域においては、公共事業や巨大開発が目白押しであり、まさに開発新時代を迎えている。これから2005年に向けて、中部国際空港と愛知万博の事業が本格化しつつある。そして第2東名、名神高速道や東海環状自動車道、さらには伊勢湾口道路、首都機能移転問題などもある。これらは伊勢湾や三河湾、海上の森をはじめとした里山の自然を破壊し、居住環境にも重大な影響を及ぼすことになる。それに世界注視の長良川河口堰、徳山ダム建設などの問題がある。藤前干潟は埋立計画「断念」となったが、公共事業や開発をめぐる「意思決定を市民の手に」の声もますます強まっている。

これらは東海地域だけでなく、日本全体でいま起こっている問題である。従ってわれわれは第18回日本環境会議名古屋大会にあたり、次のような提言を行い環境政策の充実を願うものである。

## 1.自然環境の保全に向けて

オゾンホール、地球温暖化、砂漠化、生物多様性の減少など、地球規模の環境破壊が進行する中、あらためて地球の自然環境が有限であること、人間の活動による自然改変はもはや許されないという認識が一般化してきた。問題はその認識を国の政策課題として正面から具体化させることである。「自然の価値」を再認識して、自然生態系の進化的生態的視点から自然環境保全に向けた政策を確立し、足もとから活動を強めていかねばならない。

## 2.公共事業の転換を求めて

環境とともに財政面からも、公共事業の転換は焦眉の課題である。公共事業の手続き、その目的や内容、さらには事前・事後の評価システムなど改革すべき課題は多い。最大の問題は、一度決めた公共事業は中止するなど後戻りができない仕組みになっていることだ。公共事業の意思決定を市民の手に取り戻す事が重要であり、そのためにも徹底し

た情報公開と地方分権の推進、重要な問題についての住民投票の制度化が欠かせない。

### 3.環境アセスメントを市民の手に

今年6月から環境影響評価法が施行されるが、代替案が義務づけられないなど大きな制約がある。しかし藤前干潟にみられるように、市民の側でこれを活用して世論を喚起するならば、実質的な評価システムにする道も開けてくる。環境影響評価法の積極的な活用とともに計画アセスメントや社会経済的な評価システムなどを取り入れて環境アセスメントを抜本的に改革していく必要がある。

### 4.大気汚染などの公害対策とまちの再生

足もとにはまだ公害に苦しむ人々が多数にのぼる。「公害」は過去のものではない。いまだに公害を出しつづける企業の責任は重い。また、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などを中心とした道路公害、ゴミの焼却によるダイオキシン問題など、新たに注目すべき汚染が増えている。これらの汚染を克服し、健康で住みよい地域づくり、まちの再生のために何が必要か、企業の責任、行政の責任、市民の役割、それをあらためて足もとから考えよう。

### 5.環境正義と人権・自然

有害物質汚染、乱開発による不利益を社会的弱者に押しつけていく過程こそが環境問題である。もっとも弱い人間がまず生存を保障されること、そのことがすべての人間の尊重につながる。自然を保全することと、人権を守ることとは同一である。環境問題は社会問題そのものであり、正義の理念なくして解決することはできない。この環境正義=公正を実現して、21世紀をまさに「環境の世紀」にしよう。

1999年3月28日

第18回日本環境会議名古屋大会